



シネックスジャパン株式会社
Google Workspace 請求ルールについて

2021.07(Rev1)

課金ルール まとめ



課金ルールまとめ

Google Workspaceの課金体系は3種類御座います。

- ①フレキシブル(月額契約月額払い)
- ②年間契約毎月払い
- ③年間契約年額払い



**フレキシブル
(月額契約月払い)**

フレキシブル

- ✓ 月次での解約が可能
- ✓ 月次での増減に柔軟に対応したい
- ✓ プラン変更に柔軟に対応したい
- ✓ 資産計上するのではなく、経費処理をしたい
- ✓ プロジェクト単位で数ヶ月のみ利用したい

年間契約毎月払い

年間契約毎月払い

- ✓ 複数年コミットの場合に利用されることが多い
- ✓ 契約更新月以外の解約は不可
- ✓ 契約更新月以外の減数は不可
- ✓ 資産計上するのではなく、経費処理をしたい

年間契約年額払い

年間契約年額払い

- ✓ 年額一括で支払う
- ✓ 契約更新月以外の解約は不可
- ✓ 契約更新月以外の減数は不可
- ✓ ライセンス追加は更新日を含む更新日までの残日数を日割りした額をご請求



売上計上日について

製品	売上計上日と請求書発行日
フレキシブル (月額契約月払い)	毎月1日(1月に契約開始の場合、2月1日に1月分と2月分が請求書が発行されます。)
年間契約毎月払い	プロビジョニング日から1か月単位で毎月ご請求。即日計上と当月請求。
年間契約年額払い	プロビジョニングした日。都度1回請求。

フレキシブル (月額契約月払い)





フレキシブル(月額契約月払い)

-基本ルール-

- ◆ 毎月契約し毎月支払う課金体系になります、解約しない限りは自動請求となります。
- ◆ プロビジョニングされた日がサブスクリプションの開始日になります。
- ◆ 初月のみ当月末までの日割請求【日割単価:(月額単価×12÷365)×日数=請求額】をさせていただきます。
- ◆ 弊社がリセラー様に請求をさせて頂くライセンス数のカウントは、初月を除き、末日時点の販売ライセンス数に基づき請求させていただきます。
- ◆ 初月のみ、日割・後請求、2ヶ月目以降は毎月月末までの販売されたライセンス数に基づき前請求です。そのため初回の請求は、初月の後請求と2ヶ月目の前請求の2ヶ月の請求をさせていただきます。
- ◆ 月中の追加は、次月に増数分を後追いでご請求させていただきます。*月末の最終日(カレンダーベースの最終日)の追加は当月追加としては請求致しません。最終日の前日までに追加のプロビジョニングが完了している数量に対しては当月追加として次月にご請求させていただきます。
- ◆ 月中の減数による当月分のマイナスはございません。
- ◆ 解約しない限りは自動請求・自動更新となり、価格の改定がなければ、同額で自動請求されます。
Google 側で価格改定があった際には、その際の Google のアナウンスメント、ルールに準じます。
- ◆ 解約はいつでも可能ですが、締めは末日となり、月中の解約におけるマイナス処理はございません。月末までに解約処理を行って頂きますと、次月からのご請求が停止となります。



フレキシブル(月額契約月払い) <新規①基本>

- ◆ プロビジョニングされた日がサブスクリプションの開始日になります。
- ◆ 初月のみ当月末日までの日割請求【日割単価:(月額単価 ×12÷365)×日数=請求額】をさせていただきます。
弊社がリセラー様に請求をさせていただくライセンス数のカウントは、初月を除き、末日時点の販売ライセンス数に基づきご請求させていただきます。
- ◆ 初月の日割請求のみ後請求、2ヶ月目以降は毎月月末までの販売されたライセンス数に基づき前請求です。初回の請求のみ、初月の後請求と 2ヶ月目の前請求の2ヶ月の請求をさせていただきます。

新規サブスクリプションの請求

例:1月10日にGoogle Workspace Business Standard 10ライセンスー新規にプロビジョニング、1月末時点 10ライセンスの場合。

初回の請求は、1月度の10ライセンスのご請求(日割・後請求)と2月度の10ライセンスーの前請求を2月上旬に2月末締めご請求書を発行。

1月10日:10ライセンス契約
1月末時点:10ライセンス

2月末時点:10ライセンス

3月末時点:10ライセンス

請求内容

- 1月利用分 10ライセンス×22日間の日割請求(後請求) 2月上旬に2月末締めご請求書を発行。
- 2月利用分 10ライセンスの月額フル金額(前請求) 2月上旬に2月末締めご請求書を発行。
- 3月利用分 10ライセンスの月額フル金額(前請求) 3月上旬に3月末締めご請求書を発行。
- 4月利用分 10ライセンスの月額フル金額(前請求) 4月上旬に4月末締めご請求書を発行。

1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目	8ヶ月目	9ヶ月目	10ヶ月目	11ヶ月目	12ヶ月目	13ヶ月目	14ヶ月目
------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------

日割
後請求

解約がない限り、毎月前請求・自動請求。価格変動があった際は、Googleのアナウンスメント、ルールに準じます。

サブス開始:1月10日

フレキシブル(月額契約月払い) <新規②初月内の増減あり>

- ◆ プロビジョニングされた日がサブスクリプションの開始日になります。
- ◆ 初月のみ当月末日までの日割請求【日割単価:(月額単価 ×12÷365)×日数=請求額】をさせていただきます。
- ◆ 弊社がリセラー様に請求をさせて頂くライセンス数のカウントは、初月を除き、末日時点の販売ライセンス数に基づきご請求させていただきます。
- ◆ 初月の日割請求のみ後請求、2ヶ月目以降は毎月月末までの販売されたライセンス数に基づき前請求です。初回の請求のみ、初月の後請求と 2ヶ月目の前請求の2ヶ月の請求をさせて頂きます。
- ◆ 初月内で複数増減がある場合、初月の月末の数量と初回のプロビジョニング数からの増数分を、初回のプロビジョニング日から当月末までの日数で日割請求を追加して請求いたします。

*月末時点で初回のプロビジョニング数量から減数になっている場合、クレジットの発行などは行いません。

新規サブスサブスクリプションの請求

例:1月10日にGoogle Workspace Business Standard 10ライセンス 新規にプロビジョニング、1月15日5ライセンス追加、1月20日3ライセンス減。
月末の数量と初回プロビジョニング時の増数分なので、 $10+5-3=12$ ライセンス分を日割り単価でご請求 (日割単価×12ライセンス×22日)

1月10日:10ライセンス契約
1月15日:5ライセンス追加
1月20日:3ライセンス減
1月末時点:12ライセンス

請求内容

- 1月利用分 上述の12ライセンスの日割請求(後請求) 2月上旬に2月末締めご請求書を発行。
- 2月利用分 12ライセンスの月額フル金額(前請求) 2月上旬に2月末締めご請求書を発行。

1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目	8ヶ月目	9ヶ月目	10ヶ月目	11ヶ月目	12ヶ月目	13ヶ月目	14ヶ月目
------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------

日割
後請求

解約がない限り、毎月前請求・自動請求。価格変動があった際は、Googleのアナウンスメント、ルールに準じます。

サブス開始:1月10日

フレキシブル(月額契約月払い) <契約途中の増数>

- ◆ ご請求は毎月月末までの販売されたライセンス数に基づき、シネックスジャパンから契約リセラー様に翌月分の前請求を行います。
- ◆ 契約途中の増数があった場合は、次月に増数分を後追いでご請求させて頂きます。
*月末最終日の追加は当月追加としては請求いたしません。最終日の前日までの追加に対しては当月追加として次月にご請求いたします。
- ◆ 日割計算は致しません、すべて月額フル金額でのご請求となります。

サブスサブスクリプション ライセンスの増数

例: 1月10日にGoogle Workspace Business Standard プラン10ライセンス新規にプロビジョニング、3月15日に5ライセンス追加

請求内容																												
1月10日: 10ライセンス契約 1月末時点: 10ライセンス																												
3月15日: 5ライセンス追加 3月末時点: 15ライセンス																												
1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目	8ヶ月目	9ヶ月目	10ヶ月 目	11ヶ月 目	12ヶ月 目	13ヶ月 目	14ヶ月 目															
日割 後請求	解約がない限り、毎月前請求・自動請求。価格変動があった際は、Googleのアナウンスメント、ルールに準じます。																											
サブス開始: 1月10日																												
(c)SYNNEX Japan Corp. All rights reserved.																												

フレキシブル(月額契約月払い) <契約途中の減数>

- サブスクリプションの開始日、満了日はサブスクリプション毎に異なりますが、弊社がリセラー様に請求をさせていただくライセンス数のカウントは、末日を起点とさせていただきます。
- ご請求は毎月月末までの販売されたライセンス数に基づき、シネックスジャパンから契約リセラー様に翌月分の前請求を行います。
- 月中でライセンス数の減少があった場合、次月の請求から減数されたライセンス数の基づきご請求を行わせていただきます。
- 中の日割計算、月中の減数に対するクレジットの発行は行いません。

サブスクリプション ライセンス数の減数

例:1月10日にGoogle Workspace Business Standard 10ライセンスを新規にプロビジョニング、3月15日に5ライセンス減数

請求内容

- 1月利用分 10ライセンス × 22日間の日割請求(後請求) 2月上旬に2月末締めご請求書を発行。
- 2月利用分 10ライセンスの月額フル金額(前請求) 2月上旬に2月末締めご請求書を発行。
- 3月利用分 10ライセンスの月額フル金額(前請求) 3月上旬に3月末締めご請求書を発行。
- 4月利用分 5ライセンスの月額フル金額(前請求) 4月上旬に4月末締めご請求書を発行。

* 3月に減数された5ライセンス分のクレジット処理等はありません。

1月10日:10ライセンス契約
1月末時点:10ライセンス

3月15日:5ライセンス減数
3月末時点:5ライセンス

1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目	8ヶ月目	9ヶ月目	10ヶ月目	11ヶ月目	12ヶ月目	13ヶ月目	14ヶ月目
------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------

日割
後請求

解約がない限り、毎月前請求・自動請求。価格変動があった際は、Googleのアナウンスメント、ルールに準じます。

サブス開始:1月10日



フレキシブル(月額契約月払い) <解約>

- 月末までにシネックスで処理が完了したキャンセルについては、次月から請求を停止いたします。
- 解約はいつでも可能ですが、締めは末日となり、月中の解約におけるマイナス処理はございません。月末までに解約処理を行っていただきましたら、次月からのご請求が停止となります。
- 契約解約処理されましたら、即時利用できなくなりますので、あらかじめご留意ください。

サブスクリプション 解約

例: 1月10日にGoogle Workspace Business Standard 10ライセンス新規契約

4月1日解約処理

1月10日 : 10ライセンス契約
1月末時点 : 10ライセンス

4月1日 : 10ライセンス解約

- 1月利用分10ライセンス×22日間の日割請求(後請求) 2月上旬に2月末締めご請求書を発行。
- 2月利用分10ライセンスの月額フル金額(前請求) 2月上旬に2月末締めご請求書を発行。
- 3月利用分10ライセンスの月額フル金額(前請求) 3月上旬に3月末締めご請求書を発行。
- 4月利用分10ライセンスの月額フル金額(前請求) 4月上旬に4月末締めご請求書を発行。
- 5月利用分から請求なし

*仮に3月31日までに解約処理いただいた場合は、4月利用分からの請求が停止になります。

1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目	8ヶ月目	9ヶ月目	10ヶ月目	11ヶ月目	12ヶ月目	13ヶ月目	14ヶ月目
------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------

日割
後請求

毎月前請求・自動請求。価格変動があった際は、Googleのアナンスメント、ルールに準じます

請求停止

サブス開始:1月10日

年間契約毎月払い





年間契約毎月払い

- ◆ プロビジョニング日から1か月単位で、毎月ご請求させていただきます。即日計上と当月請求となります。
 - ◆ 追加の場合は、追加した初めの月は、追加のプロビジョニングした日～次の契約応当日までの日割請求 当月請求となります。【*日割請求: (月額単価×12÷365)×日数=請求額】
 - ◆ 契約期間中の減数、解約はできません。
 - ◆ 減数、解約処理はサブスクリプション満了日の前日(更新日の2日前)～30日前の間で可能になります。
 - ◆ サブスクリプション満了日の前日(更新日の2日前)～30日の間にCLOUDSolv から解約されなければ、年額での自動請求となります。
- 例:1月15日 Google Workspace Business Standard 新規10ライセンス、3月20日同プラン5ライセンス一追加

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月

1月15日開始の場合
期間 1/15～2/14
10ライセンス1月度ご請求

自動請求
期間 2/15～3/14
10ライセンス2月度ご請求

自動請求
期間 3/15～4/14
10ライセンス3月度ご請求

追加請求
期間 3/20～4/14
追加5ライセンス×26日
日割請求3月度ご請求

自動請求
期間 4/15～5/14
15ライセンス4月度ご請求

自動請求
期間 5/15～6/14
15ライセンス5月度ご請求

自動請求
期間 6/15～7/14
15ライセンス6月度ご請求

1月15日 Google Workspace Business Standard 新規10ライセンス、3月15日に同プランを5ライセンス追加した場合、3月度の請求から15ライセンス分のご請求をさせていただきます。

年間契約年額払い





年間契約年額払い

- ◆ プロビジョニングされた日がサブスクリプションの開始日になり、自動更新日はその 12カ月後の日付が設定されます。プラン単位でサブスクリプション期間は異なります。
- ◆ 年額一括のお支払いとなります。
- ◆ 年契約途中の減数や解約はできません(返金対応はございません)。
- ◆ 年契約途中のライセンス数の追加は、追加ライセンス数をサブスクリプションの満了日まで日割の一括請求いたします。
【日割請求:(月額単価×12÷365)×日数=請求額】
- ◆ 年額請求はプロビジョニング日に即日計上させていただきます。
- ◆ 減数、解約処理はサブスクリプション満了日の前日(更新日の 2日前)~30日前の間で可能になります。
- ◆ サブスクリプション満了日の前日(更新日の 2日前)~30日の間にCLOUDSolvから解約されなければ、年額での自動請求となります。

例:1月10日 Google Workspace Business Standard 新規10ライセンス、3月15日同プラン5ライセンス追加

1月10日: Google Workspace Business Standard
10ライセンス契約

3月15日: Google Workspace Business Standard 5ライセンス追加

請求内容

- Google Workspace Business Standard 10ライセンス×12か月 年額一括請求 1月末締めの請求書
- Google Workspace Business Standard 5ライセンス×(月額単価×12÷365)×サブス自動更新日までの残日数(295日)3月末締めの請求書

1ヶ月 目	2ヶ月 目	3ヶ月 目	4ヶ月 目	5ヶ月 目	6ヶ月 目	7ヶ月 目	8ヶ月 目	9ヶ月 目	10ヶ月 目	11ヶ月 目	12ヶ月 目	13ヶ月 目
----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	-----------	-----------	-----------	-----------

サブス開始:1月10日

サブス満了:1月9日

サブスクリプションベース FAQ





FAQ

フレキシブル (月額契約月払い)

Q1.フレキシブル(月額契約月払い)で、月中の販売ライセンス数の増減が当月内で複数あった場合、請求はどうなりますか。

A1. 原則として前月末時点から、当月月末の最終ライセンス数の差分をご請求をさせていただきます。

フレキシブル (月額契約月払い)

Q2.フレキシブル(月額契約月払い)の月中の販売ライセンス数の変動において、2ヶ月目の月初に10ライセンスから大幅に1000ライセンスを追加し、月末に10ライセンスに減少した場合でも、Q1の通りでしょうか。

A2. このシナリオのように想定以上の大幅なライセンス数の増減があった場合には、別途協議のうえ該当月の請求額を算出させて頂く場合が御座います。

フレキシブル (月額契約月払い)

Q3.フレキシブル(月額契約月払い)の請求書の発行のタイミングについて教えてください。

A3. ご請求書は毎月月初に発行させていただきます。またご契約単位でご請求書を発行します。

例：同一リセラー様より、エンドユーザーA様、B様、C様の複数の顧客の契約を頂いております場合、エンドユーザー様単位(契約単位)にご請求書を発行します。



FAQ

年間契約月額払い

年間契約年額払い

Q4. 年額課金の請求書の発行のタイミングについて教えてください。

A4. プロビジョニング日に即日計上させていただきます。ご契約単位でご請求書を発行します。例：同一リセラー様より、エンドユーザーA様、B様、C様の複数の顧客の契約を頂いております場合、エンドユーザー様単位（契約単位）にご請求書を発行し、ご郵送致します

フレキシブル（月額契約月払い）

年間契約月額払い

年間契約年額払い

Q5. 同一ドメイン内でエディションを混在することはできますか？

A5. 混在させることはできません。どちらかのご選択が必要です。

フレキシブル（月額契約月払い）

年間契約月額払い

年間契約年額払い

Q6. フレキシブル（月額契約月払い）から年間契約月額払い、ないしは年間契約払いに切り替えることは可能ですか？

A6. 切替え可能です。CLOUDSolvから対象契約のサービス状況の編集マークから“課金体系の変更”を選択してご対応いただけます。

Q7. 年間契約月額払い、ないしは年間契約払いからフレキシブル（月額契約月払い）への切替えは可能ですか？

A7. 年間契約月額払い、ないしは年間契約払いからフレキシブルへは、年間契約の契約期間中に切り替えることはできません。年間契約の更新時に切り替えが可能になる予定です（今後のCLOUDSolvでも対応予定）。

トライアルオファー





CLOUDSolv で提供されるトライアルライセンス

- ◆ トライアルライセンスの適用に関しては、ご利用頂くドメインがGoogle Workspace(または以前のブランドを含む)にて利用されていない、新規環境のドメインにて1度のみご利用頂けます。
- ◆ ご利用頂けるドメインに関しては事前にご確認ください。
- ◆ トライアルライセンスは30日間ご利用可能です。ライセンス数の指定は御座いません。
- ◆ トライアルライセンスは自動的に有償へ切り替わりません。CLOUDSolvから有償版をプロビジョニングしていくだけ必要があります。
- ◆ 通知はさせて頂きますが、試用版が切れた時点で利用できなくなります。ただしデータ保存期間の間(51日)は残っていますので、その間に新しいサブスクリプションを購入いただき、プロビジョニングを行えば、引き続き利用できます。
- ◆ 30日試用版から有償版に切り替える際、年額請求と月額請求にするかはご選択いただけます。
- ◆ サブスクリプション開始日は、試用版から正規版に切り替えて、正規版のプロビジョニングを行って頂いた日になります。サブスクリプションの満了日はご選択頂いたエディションに準じます。
- ◆ トライアルライセンス試用期間中のサポートは、サポートにてお受けいたします。
- ◆ トライアルライセンス終了後のデータ消失に関しては、弊社では一切の責任を負いかねます。
- ◆ 延長はできません。また試用版の請求書の発行は行っておりません。



Thank You



<https://www.synnex.co.jp/>



<https://www.nexpect.jp/>



synnexip



synnexjp